

伊勢田ファイターズ スポーツ少年団 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団の名称は、「伊勢田ファイターズ スポーツ少年団」(略称 伊勢田ファイターズ)(以下本団という)と称する。

(所在地)

第2条 本団の所在地は、宇治市伊勢田町井尻34-3 グランコート宇治西609 川北代表宅におく。

(目的)

第3条 本団に入団した団員が野球というスポーツを通じて、友情を深め協調性を養い、礼儀正しく規律を守れるような青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

(活動)

第4条 本団は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 各種スポーツ活動(チーム練習並びに宇治少年野球連盟及び関連団体の主催する大会など)
- (2) 他団体との交歓交流活動(他チームとの親善交流試合など)
- (3) レクリエーション活動、体カテスト
- (4) 文化、奉仕活動
- (5) その他本団の目的達成に必要な活動

- ・ 本団の活動場所は、伊勢田小学校グラウンド及び、その周辺のグラウンドを主とする。ただし、他の公共機関等のグラウンドや、他校のグラウンドで活動する場合もある。
- ・ 本団の活動日は、原則として土曜日・日曜日・祝祭日の休日とする。

第2章 団員

(構成)

第5条 本団は、伊勢田小学校校区およびその周辺地域の小学生で、本人及び保護者の承諾のもと、次条の加入登録した者で構成する。

(加入登録・退団)

第6条

- (1) 本団への加入登録は、保護者により申し込まれる本団所定用紙にてこれを行う。
- (2) 加入登録期間は、加入の申込みを受けた日からその年度末までとし、毎年年度ごとの更新とするが、特段の申し出がない場合、その更新は、自動で行われるものとする。自動更新による加入登録は、卒団までの間とする。更新の方法は本条に定めるところによる。
- (3) 団員が卒団以外で退団する場合、保護者の承諾を経て本団代表へ申し出を行う。尚、本団の活動や品位を著しく妨げる団員に対しては、退団処分を求める場合がある。

(団 費)

第7条 団費は以下の通りとする。

- (1) 入団費は2,000円とし、入団申込書の提出時にこれを納入することとする。
- (2) 団費は、4年生以上は月額3,000円、3年生以下は月額1,500円とする。尚、毎年1月に更新し、その年の4月の学年とする。ただし、兄弟姉妹で入団している場合、二人目以降の団員は月額1,500円とする。
- (3) スポーツ保険料等の負担金として年額3,000円を入団時及び毎年徴収する。
尚、団の運営上必要と認められた場合、各保護者にはかり特別に臨時会費を徴収することができる。

第3章 役員

(役員構成)

第8条 本団に、次の役員をおく。役員は兼任を可能とする。

- (1)代 表 1名 (スポーツ少年団 団長を兼ねる)
 - (2)副代表 若干名
 - (3)顧 問 若干名
 - (4)事務局長 1名
 - (5)会 計 1名
 - (6)本部指導員 複数名
 - (7)各級 監督・ヘッドコーチ 各1名
- ※(1)～(6)までを本部役員という

(役員職務)

第9条 各役員職務は次の通りとする。

- (1)代表は、本団を代表し、団務を統括する。
- (2)副代表は、代表を補佐し運営を総括し、代表に万一事故あるときはその職務を代行する。
- (3)事務局長は、代表及び副代表を補佐し、事務局運営を掌握する。
- (4)会計は、本団の会計を担当する。
- (5)本部指導員は、原則として各級チームに配属され、本団の目的を遂行出来るよう尽力する。

(役員任期)

第10条 本団の役員職務の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。本団の役員に欠員が生じたときはそれを補充し、その任期は前任者の残留期間とする。尚、本部役員職務の任期については、原則任期を設けず、改選の必要がある場合は運営委員会にて協議・決定を行うものとする。

第4章 保護者の活動

(保護者の活動)

第11条 保護者は、本団の目的に従い、次の活動を行うこととする。

- (1) 本団の日常活動の支援と保護者相互の親睦
- (2) 各種大会や練習試合等における支援
- (3) その他本団の活動に必要な事項

(保護者会)

第12条 原則的に各級毎に保護者会をおく。尚、運営方法・詳細については、各級保護者会別に定めることとする。

(禁止事項)

第13条 保護者は練習方法や選手起用等は全て代表、監督・コーチに一任し、一切の苦情等は受け付けない。

第5章 会議

(運営委員会)

第14条 本団に運営委員会をおく。運営委員会は第7条の役員により構成する。運営委員会は適宜開催する。

(総会)

第15条 本団に総会をおく。総会は、伊勢田ファイターズ保護者と役員で構成し、年1回総会を開催する。必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第6章 会計

(会計)

第16条 本団の会計は、団員の納める会費、寄付金、補助金、その他の収入によって支弁する。それにより、登録、保険加入、物品購入、練習、大会参加等の諸活動の運営を行う。

(会計年度)

第17条 本団の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(決算)

第18条 本団の会計の決算は、運営委員会の認定を受けて総会の承認を得て成立する。

第7章 補則

(事故の責任)

第19条 本団は、その活動中の事故については、団員の加入するスポーツ安全障害保険の請求手続き援助を行い、填補される保険金以外の請求等には関与しないものとする。活動中のけがや病気等には誠意をもって対応するが、それ以外の責任は負わないものとする。

(規約の改正及び解散)

第20条 本規則の改正及び、本団の解散は、運営委員会で協議、決定する。その実施にあたっては、総会時の出席者の2分の1以上の同意を得なければならない。

尚、本規則にない事項については、運営委員会において協議する。

附則

- (1) この規約に定めのないものについては、その都度、運営委員会で協議し、保護者へ報告する。
- (2) 本規約は、2017年(平成29年)2月6日から施行する。

2018年(平成30年)2月4日 一部改正 (団費)